

ジェファソンと「ルイジアナ購入」

明 石 紀 雄

はじめに

アメリカ合衆国議会第8議会（1803—05年）第1会期は1803年10月17日に召集された。これは通常の慣習より2週間早かったが、それには理由があった。すなわちアメリカとフランス両国のあいだに「ルイジアナ領土」^{テリトリー}の割譲を定めたいわゆる「ルイジアナ条約」は、調印の日（1803年4月30日）より6ヶ月以内に批准されるよう取り決められていたからである。大統領トマス・ジェファソン（Thomas Jefferson）と彼の政府は議会の会期を2週間早めることにより、期限内に条約批准の義務を果たしうると考えたのであった。10月20日「ルイジアナ条約」は上院において可決され（賛成24票、反対7票）、翌日批准書がフランス政府の代表と交換されたのであった。同日、新たにアメリカ合衆国に併合された地域の統治に必要な規定および規則を制定するために上下両院は審議を始めた。そして翌年3月20日には、「ルイジアナ地域」^{テリトリー}統治に必要な細目が決定されたのであった。

ここにアメリカはニューオルリーンズおよびミシシッピー河以西の広大な地域を、その領土に加えたのであるが、合衆国領土は一挙に2倍に増えた。当時このフランスから得た地域の正確な境界線はどこにあるのかは誰も知らなかつた。今日の行政組織をともにしてはかるならば、アーカンソー、ミズーリ、アイオワ、ネブラスカ、サウス・ダコタの各州の全域、オクラホマおよびカンサス各州のほとんど全域、ミネソタ、ノース・ダコタ、モンタナ、ワイオミング、コロラドの各州のかなりの部分の広大な地

域が、1,500万ドル（当時）でアメリカ合衆国の手に渡ったのであった。

この割譲は金銭の支払いによって行なわれたので、アメリカ史においては一般に「ルイジアナ購入」（the Louisiana Purchase）として知られている。それは単に新興国アメリカの外交上の勝利（勝利といつても多分に幸運に恵まれていた点もあったが）ということ以上の意味があった。アメリカの西部への発展は約束され、この資源豊かな内陸^{ヒンターランド}を「世界の楽園」に変えるというアメリカ人の夢が、いまにも実現するかのように見えた。しかし同時にこのような方法による領土拡張には多くの問題が含まれていたことも事実である。

しかし本論の目的は、「ルイジアナ購入」の問題を主に検討することではない。その立役者の一人であり功績のあったトマス・ジェファソンの人となりを理解することである。ジェファソンはアメリカ啓蒙主義の代表的な人物の一人であったという前提から、彼の啓蒙思想家としての特徴が「ルイジアナ購入」の経過を通じてどのように表われたか、を見てみたい。そして従来指摘されてきたように、彼自身の態度決定において一貫性が欠如していたり矛盾があつたことが判明したとすれば、それはアメリカ啓蒙主義の一つの特徴ではなかったのかという問題意識もある。また当時の他の代表的な啓蒙思想家と比較してジェファソンにはどのような特質が認められるであろうか、という関心もある。したがって本論の中心テーマはあくまでもジェファソンであり、「ルイジアナ購入」は一つの背景を提供するもの、もしくは彼の生涯における

る一つのエピソードであったという意味（それもかなり大きなエピソードであった）で、取り扱われなければならないのである。

I 理念——「自由の帝国」の構想

ジェファソンの西部観あるいはアメリカ合衆国の将来への展望を表わすのに、「自由の帝国」(Empire of Liberty)のヴィジョンという表現がしばしば使われる。これはジェファソン自身が使った言葉であり、他の啓蒙思想家もこの言葉を使った。まずジェファソン：――

自由の帝国を拡大することにより、われわれはそこに居住するものの数をいく倍にも増すことができる。この帝国の原理が〔古い地域で〕墮落腐敗したとしても（中略）われわれは再生の新しい力を見出すことができる。（1）

そして政治的には彼と対立する立場にあった、また一般には冷徹な合理主義者であったとされるジョン・アダムズ（John Adams）も、これと同じ言葉を使っている：――

アメリカに自由の帝国が起り、一人の国王も一人の貴族もなく、2億ないし3億の自由人がそこに居住するようになるのを思い浮かべるのは長いあいだ、私の振り馬〔慰み〕でありました。あなたはそのようなことは不可能であるといわれます。しかし（中略）その実験を試みようではありませんか。（2）

ここでいわれている「自由の帝国」とは事実

(1) Merrill D. Peterson, *Thomas Jefferson and the New Nation, A Biography* (New York, 1970), p. 773に引用。ただし出典不明。

(2) Peter Gay, "The Enlightenment," *A Comparative Approach to American History*, ed. C. Vann Woodward (New York, 1968), p. 47に引用。ただし出典不明。

を伝える言葉であるよりも、レトリカルな表現として見るべきであろう。そこでわれわれは当時の人間がこの言葉を用いたとき、具体的に何を意味したかを考えなければならない。ついでその理念と「ルイジアナ購入」はどう結びつくかということを、考える必要があるであろう。

まず第一に「自由の帝国」は、アメリカ史の発展の一段階を正確に伝える表現であった。すなわち多くのアメリカ人がア巴拉チア山脈を越えていわゆるミシシッピー渓谷に移住し開拓を始めていたことをそれは示す。北部においては、やがてオハイオがこの地域最初の州として連邦加入が認められようとしていた。（1803年）

第二に、「自由の帝国」は発言者の願望を表わしていた。思想史的にはこの点のほうが興味深いことである。とくにジェファソンの場合、願望がしばしば現実と混同されるということがあり、彼が何を意図しようとしていたかを見るのは大へん意義があるようと思われる。

願望実現の具体的な構想としては、さまざまに青写真が練られていた。「自由の帝国」というときにニュアンスが微妙に異なるいくつかの意味合いで使われることがあったが、それはいずれも具体的な構想と無関係ではなかったのである。便宜的にそれらを(1)農業および農業人口の拡大、(2)共和制の実験の場の確保、および(3)アメリカの西方発展の確信（明白な運命）と呼ぶことにする。これらの構想がいずれも相互に密接な関連性をもつことはいうまでもないであろう。

(1)農業および農業人口の拡大。ジェファソンが農業に道徳的価値を見出し、農民（「大地を耕す人びと」）こそ望ましい市民像であると考えていたことは、彼の『ヴァージニア覚え書』「質問19」からうかがえる。彼はアメリカが工業化の道を歩むよりは、「製造業全般の仕事は、これをヨーロッパにおけるわれわれの工場でやらせればよい」と書いた。つまり生活必需品で自国で生産できないものは外国からの輸入品に依存すればよいというのが、彼の経済計画

だったのである。また農業に従事する人びとが勤勉、誠実、質朴であることから、農業の奨励こそアメリカの国家的利益であると主張したのであった。

この点を強調して——ただし農業の道徳的意味については触れていない——ジェファソンを、「アメリカの最初の偉大な膨張主義者」と呼んだのはチャールズ・A・ビアード (Charles A. Beard) であった。⁽³⁾ ビアードはジェファソンを、農業の発展およびそのための広大な自由土地の保有の必要を説いた現実的な政治家と見る。彼によれば、ジェファソンは何がアメリカにとって有益であるかを熟知しており、その実現のために積極的手段を取ったのであった。「ルイジアナ購入」はその意味でジェファソンの構想と合致したものであった。ビアードの指摘は興味深いが、ジェファソンをあまりに現実的な抜け目のない政治家として描きすぎてはいないであろうか。またジェファソンの理念的および情緒的な面における動搖は、ビアードの解釈からは出てこない。もっと人間的な側面をジェファソンに期待することもできるのではなかろうか。

(2)共和制の実験の場の確保。ここではまずジェファソンのいう「西部」もしくは「帝国」は具体的な地理的概念ではなくて、一つの抽象觀念であったという点を指摘しておきたい。したがって彼が「帝国主義者」であったとすれば、それは理念的次元においてであった。しかし彼の影響はこのような場合のほうがより広範かつ深いものであったといえるであろう。このような意味での「帝国」とは何であったかを解く鍵は、アメリカは一つの政治的実験であるというアメリカ啓蒙主義に特有な理念であり、ジェファソンがこのような理念の代弁者であったこと

は周知の事実である。⁽⁴⁾

自由の理念に基づいた共和制の発展の条件は何であったか。ジェファソンによれば、外国の脅威がないことおよび異質の文化の影響ができるだけ少ないことというのがそれであった。具体的には、ミシシッピー渓谷という広大な地域が外国領土となることを阻止し、国際政治の力関係がその地域を『真空状態』にするようなことがあれば、アメリカがそこに入って専有するということであった。

これは理想主義以外の何ものでもなかった。とくに共和制が育ちうる純粋な条件を求めるということは、外国人から見たら意味をなさないことであったろう。しかしジェファソンは理念的に、このような「自由の帝国」の存在は可能であると信じていた。それは個人の自由と対立するものではなかった。また広大な連邦の維持ということとも矛盾しなかった。そしてジェファソンの現実政治における楽観主義も、このような「帝国」観から出たものであった。そこでアメリカは単なる領土獲得のための侵略的態度に出ることはないと想定していた。そこでアメリカ政府の行動の弁明として彼がしばしば用いた議論であった。最後に、かりにジェファソンの行動や選択に矛盾が見られるような場合、それは彼の理念がゆらぎ現実からまったく乖離した願望を追ったとき、つまり願望が幻想になったときであった。その意味で「共和制の実験の場」という意味での彼の「自由の帝国」観は、一種のパラドックスとテンションの均衡のうえになりたっていたのであった。そしてその均衡を常に保つためにには思考のかなりの集中力を

(4) ジェファソンの「自由の帝国」の理念については、Peterson, *op. cit.*, pp. 745—789; Dumas Malone, *Jefferson and His Time*, Vol. IV, *Jefferson the President First Term, 1801—1805* (Boston, 1970), Ch. XVII; および R.W. バンアルスタイン『アメリカ帝国の興隆』(山本幹雄ほか訳 京都 昭和45年), 116—31 ページ参照。

(3) *The Idea of National Interests: An Analytical Study in American Foreign Policy* (New York, 1934), pp. 52—57.

必要としたのであった。

(3)アメリカの西方発展の確信（明白な運命）。

前述した観念からこの観念への移行は、きわめて自然な過程である。しかしジェファソンにたいしては「明白な運命」論者であったということはあまりいわれない。本論でも、アメリカ人の意識の一側面をよく表わしているこの言葉は、それが歴史的概念としてジェファソンより少し後の時代に属するという理由で使わないのが妥当と考えられる。にもかかわらずもし彼がこの句を知っていたならば使ったであろうと推測する資料的根拠はある。たとえば1801年にジェームズ・モンロー（James Monroe）に宛てて書いた次のような書簡は注目に値する。

われわれの現在の利益がいかにわれわれを〔現在の〕境界内に抑制しようとも、急速な人口増加がそれを越えて膨張し、南アメリカ大陸とまではいかないまでもすべての北アメリカ大陸を、同じ言葉を話し、同じような形で、同じような法律によって統治される人びとでおおいつくすような遠い将来を展望しないでおくことは不可能であります。⁽⁵⁾

アメリカ人はミシシッピー河を越えてその西岸の地域に移住するように運命づけられていたということは、逆にいえば、アメリカの将来はミシシッピー渓谷の領有にかかっていたということである。

なるほどジェファソンの「自由の帝国」の理念から物理的膨張の部分だけを取り出せば、後の時代のスローガンに転化できる要素があったことはいなめない。たとえば19世紀の中期には彼のいう「境界」は太平洋岸まで拡大した。しかしそれだからといって、ジェファソンの「自由の帝国」のヴィジョンが現実の発展を正しく予測していたことにはならないであろう。またそうすることは、アナクロニズムの危険を犯すことになる。その意味で「ルイジアナ購入」

との関連でいえば、「自由の帝国」観念のアメリカは「共和制の実験の場」であったという部分を追究することが、われわれに示された課題であるように思われる。

Ⅱ 外交——威しと時間かせぎ

アメリカ人は経済的理由からも、前述した「自由の帝国」建設の目標からしても、外国とくにフランスがミシシッピー渓谷を支配することを極度に恐れていた。当時この地域は名目的には1763年からスペインの支配下にあったが、スペインの統治はゆるやかであった。ミシシッピー河の航行権は保証されていたし、ニューオルリーンズにおいては貨物集積権も認められていた。しかし、フランスが支配する場合は事情が異なっていた。フランスはこの地域を再び領有するや、強固な植民地帝国を築くであろう。そうなればミシシッピー河航行権が停止されるばかりでなく、西方発展の全構想が崩壊する。最悪の場合には、アメリカはアレゲニー山脈まで押し戻される恐れがあった。

アメリカ人の危惧はサン＝イルデフォンゾ条約（1801年10月）によって現実のものとなつた。しかしこれは秘密条約であったので、ルイジアナのスペインからフランスへの譲渡の事実は長い間アメリカ人の知るところではなかつた。この事実を知らされてからはアメリカ側は最低限ミシシッピー河航行権の保証を、できればニューオルリーンズと東西フロリダの金銭の支払いによる割譲を求めてフランス側と交渉することになる。しかし条約によればフランスはルイジアナの一部もしくは全体を第三国に譲渡することは禁じられていたし、資源に恵まれた豊かなルイジアナの支配権を少しでもそこなうような譲歩はフランスにとって考えられなかつた。したがってアメリカの願望が実現するためには、大きな困難が予想されたのであった。

1. ナポレオンはなぜルイジアナを放棄したか

ところが実際にアメリカはフランスからルイ

(5) バンアルスタイン前掲書130ページに引用。

ジアナ全土を割譲することに成功したのであった。このような外交上の輝しい勝利の原因はどこにあったのであろうか。この問い合わせまた、フランス（第一統領ナポレオン・ボナパルト）はなぜルイジアナを放棄する決意をしたかということに置きかえることができる。なぜならば「ルイジアナ購入」の成否は、フランスがその領土の一部もしくは全体の割譲に同意するか否かにかかっていたからである。

ナポレオンの決意は単一の原因では説明できない。したがって複雑な諸力の結合が、彼をここまで追いやったというのが、あいまいではあるがもっとも近い真実を伝えているように思われる。

そのような「複雑な諸力」とはいったいどのようなものであったのだろうか。たとえばフランスはスペインからルイジアナは得たが、フロリダはスペインが保持した。ルイジアナの領有はフロリダを含めて初めて意味があるのであり、フロリダがなければその統治は困難になることは明らかであった。これはスペインのフランスの優勢にたいする抵抗の表われとみることもできるであろうが、かりに「フランスはそれがかって領有していたのと同じ限度の地域を譲渡される」ことがうたわれていても、その「限度」が明確にどこまで及ぶかが判明していなかったという技術的問題もあったのである。

しかし最大の理由は、ハイチ（サント＝ドミニゴ）の黒人奴隸反乱を鎮圧できなかったことである。この反乱は有能な黒人奴隸ツーサン・ルーヴェルチュール（Toussaint L’Ouverture）によって率いられていた。ナポレオンは義理の弟ヴィクトル・ルクレルク（Victor LeClerc）将軍を司令官とする遠征軍を送ったが、黒人奴隸ははげしく抵抗した。ルーヴェルチュールは捕われて獄死するが、ナポレオンの犠牲も大きかった。ルクレルクは病死し、遠征軍の損害も大きかった。（戦死約6万人）反乱は継続し、ここに「西の帝国」の基礎を置こうとしたナポレオンの目算は完全に崩れたのであった。他方、ニューオルリーンズの軍事占領のために遠

征軍をオランダに待機させていたが、ハイチの状況が思わしくなかったのでこの軍隊をハイチに送ることに計画を変更する。しかしこの計画も、港が氷結していて果たさなかった。ハイチを確保しなければ——フロリダの保持以上に——ルイジアナを領有したとしても、その価値はまったく無に等しかった。ナポレオンがルクレルクの死を知ったのは1803年1月初めであった。そして1803年に入ってからの比較的早い時期に、ルイジアナ全土をアメリカに割譲することを決心したものと思われる。

彼がルイジアナをアメリカに売却する決心をしたのは、新たなヨーロッパ戦争のための軍事費調達のためだったといわれる。しかし実際は、西半球の植民地を失なわざるをえなかったので、少なくともヨーロッパにおけるフランスの保有領土を確保し、その国際的地位を安定したものにするという緊急事態が生じた、という補足説明が必要ではなかろうか。この問題については本論の範囲外にあるのでこれ以上詳しく論じることはできないが、アメリカ史のヨーロッパ史への影響という点で従来のものとは異なった見方も可能ではなかろうか。（6）

2. ジェファソンはいかにしてルイジアナを獲得したか

ナポレオンがルイジアナを放棄したことについて、アメリカの外交政策が何らかの影響を及ぼしたかどうかという点を次に考えてみたい。これはとりもなおきずジェファソンの外交面における能力を検討することであるが、彼の性格や行動選択の特徴を見てみたいと思う。彼の「自由の帝国」観が、彼の外交政策に影響を及ぼしたのではなかろうかという想定がここにはあるのである。

アメリカ政府がサン＝イルデフォンゾ条約の内容を最初に公式の情報として得たのは、1801年末であった。これは駐イギリス公使ルーファ

(6) George Dangerfield がこの点を指摘している。
「Chancellor Robert R. Livingston of New York
1746—1813 [New York, 1960] , p. 369)

ス・キング (Rufus King) によるところが大きかった。(7) しかしフランス政府はルイジアナ譲渡の事実を認めようとはしなかった。

「ルイジアナ購入」の構想はほぼこの時期にジェファソンの心の中に起こったと考えられるが、むろん彼はルイジアナ全土の購入を期待してはいなかった。彼が1802年4月18日に駐フランス公使ロバート・R・リヴィングストン (Robert R. Livingston) に宛てて書いた書簡は、彼の早い時期での構想を示すものとしてしばしば引用される。

スペインによるルイジアナおよびフロリダのフランスへの譲渡は、アメリカ合衆国にたいしてもっとも大きな影響を及ぼすものであります。フランスはわが国とはもっとも紛争の少なかった国であり、共通利益のもっとも多い国であります。その地域を領有するものがアメリカにとっての自然のそして永遠の敵となるようなところが、地球上に一ヶ所あります。ニューオルリーンズがそれであります。（中略）〔そこを〕フランスが押えることは、わが国にたいする敵対行為であります。スペインはその平和を好む性格および国家が弱体であることから、わが国がニューオルリーンズに施設などを作ることに難色を示すことはありません。（中略）しかしフランス国民ははげしい気性の持ち主であり、その性格は活動的で止むことを知りません。したがってフランス、アメリカ両国が紛争の種をはさむ地域で対峙するようなとき、相互の友好関係を長く維持できるとは思いません。……

フランスがニューオルリーンズを占拠する日こそ、アメリカがフランスにたいして永遠に低い地位に留まることが宣告される日であります。それはたゞさえて大〔西〕洋を支配下に治めることができる二国〔イギリスとアメリカ——筆者〕の結びつきを決定的なものにする日であります。われわれがイギリス艦隊およびイギリス国民と手を結ぶのはまちがいのないことであります。……

もしフランスがルイジアナ領土を手放すことができないと判断していても、アメリカの利益と一致するような手段を講ずることには同意するはずであります。たとえばニューオルリーンズとフロリダの割譲であります。

…この件をわが政府がいかに重大視しているかを貴殿に伝えるべく、国務長官の書を補う意味で私信を送ることは誤りではないと考えます。（8）

この書簡はいくつかの点で興味深い。ジェファソンは自ら公文書を書くよりは、主に国務長官ジェームズ・マディソン (James Madison) にその仕事を任せるのが常だった。これは、議会の要請などに応じて公文書は公開しなければならなかつたが私信はそのかぎりではなかつたこと、自分の意見が批判者の知るところとなり悪用されないように常に心がけていたという事情によるものである。しかしそれ以上に、彼は私信においては得意のレトリックを駆使して対手に自説をより効果的に伝えることができる、と感じていたのであった。この書簡にもレトリカルな箇所はいくつある。たとえば、「アメリカにとって自然のそして永遠の敵」とか、「フランスにたいして永遠に低い地位に留まることを宣告される日」などである。

ジェファソンがフランスとの友好関係を強調している点が注目をひく——フランスは「共通利益のもっとも多い国であります」。また、アメリカはスペイン統治の現状のままで満足していることを述べる——「スペインは……難色を示すことはありますまい」。そしてイギリスとの同盟の可能性という、おそらくフランスからすればもっとも忌わしいことを表明している。これは“威し”のレトリックと見ることができよう。なぜならばイギリスがアメリカと直ちに同盟を結ぶことは定かではなかったし、アメリ

(7) Malone, pp. 248—9.

(8) William A. Williams (ed.), *The Shaping of American Diplomacy* (Chicago, 1956), Vol. I, pp. 97—98に収録。

カ国内においてもそのような同盟を支持するだけの世論の高まりは必ずしも期待できなかつた。したがつて唯一の可能な説明は、想像力の飛翔力のみがこのようなレトリックを生んだということではなかろうか。とくに「イギリス艦隊およびイギリス国民と手を結ぶ〔原文は“marry”=結婚する——筆者〕」に注目すべきであろう。しかしイギリスの名は、アミアンの和約が成立していたとはいえ、ナポレオンのフランス政府がもっとも警戒していたことには変わりはなかつた。最後にジェファソンは一転して実現可能性があると思われる方法、つまりルイジアナ領土の一部割譲を提起するのである。

リヴィングストンへの書簡の中に“威し”的な部分があったということに触れたが、1802—03年を通じてのジェファソンの外交戦術のもう一つの特徴は“時間かせぎ”であった。これは無為に時間を過すことの意味したのではなかつた。性急な軍事占拠の方法を取らない、というだけのことでもなかつた。彼のねらいはアメリカの主張をもっとも効果的に提起できる状況の変化を待つことであった。しかしこの点において、彼はかなり危い橋を渡っていた。なぜならば彼が考えていた状況の変化とは最終的にはイギリスとフランスのあいだの戦争だったからである。すなわち戦争勃発に際して、いずれかの側に加担することにより交渉のテーブルで有利な立場を占める機会をねらうか、あるいは——この手段は連邦派の政治家と過度に愛国的な西部人を喜ばしたことであろうが——フランスから武力によってルイジアナ領土を取ることであった。これは最後の手段であった。結果的にはこの手段に訴えることはなかつたのであるが、本質的に平和的な意図の「自由の帝国」実現のために、武力を行使して領土を獲得するというディレンマを免れえたのであった。

ジェファソンの外交戦術を示すよい例が、1802年10月にニューオルリーンズのスペイン監督官が港を閉鎖した事件である。事件そのものはすぐ解決し監督官の個人的失策ということで収

捨てられたのであるが、西部の世論は一時非常に高まつた。連邦派の上院議員ジェームズ・ロス（James Ross）が大統領に大巾な戦争準備のための権限を認めた「決議」を提出した。（1803年1月）しかし共和派はこれに変わるより穏健な「決議」を通過させた。⁽⁹⁾ ジェファソンはこの事件に際し、一方ではスペインを批判する国内世論の高まりをフランス公使に印象づけることに努め、他方では西部の急進グループにたいして過激な行動に出ないようにと説得した。西部の雰囲気についてジェファソンは恐らく誰にもまして理解していたであろうから、彼の説得は効果があった。しかしこのことは外向けには明らかにしなかつたので、とくにフランス公使は西部の反外国の気運が高まり事態が深刻であることを、本国政府に連絡することをよぎなくされたのであった。

もう一つの例は、モンローを特使としてフランスに派遣したことである。（1803年1月に任命、3月に出発）彼の派遣は国内的にはルイジアナ問題の解決の期待を高める効果があった——ただ連邦派は、これは「考えうるもっとも弱腰の手段」として批判したが。しかしフランスから見て、その意図は明らかでなかつた。彼は平和の使節として来るのであろうか、それとも重大な通告をもって来るのであろうか、フランス政府はこの点についていたずらに憶測を重ねるだけであった。實際にはモンローがパリに到着する数日前にナポレオンはルイジアナ割譲の決意を表明していたのであるから、モンローの存在が彼の判断に大きな影響を及ぼしたとはいえない。しかしこのような大物政治家の派遣はアメリカ側の固い決意——それが何であれ——の表明としてフランス側で取られたならば、ジェファソンの計算は図星だったということにならないであろうか。“威し”と“時間かせぎ”的混じったジェスチャーとしてこれ以上に効果的な方法はなかつた。むろん熟練の外交官として、モンローの貢献は十分に期待できる

(9) Malone, pp. 278—81.

ものであったことはいうまでもない。いずれにしても、彼の派遣はジェファソンの側のきわめて大胆な発想であったとしなければならないであろう。

Ⅲ ディレンマ——憲法改正の是非

フロリダこそ得られなかつたが、アメリカは「ルイジアナ条約」によって当時の領土に匹敵するだけの地域を獲得することに成功した。ルイジアナ全土の割譲は、ジェファソンを初めアメリカ政府の誰もが期待していなかつたものである。⁽¹⁰⁾ しかしこの外交上の輝しい成功は、一つの難しい問題を提起したのである。領土獲得に関する憲法的問題がそれである。ジェファソンはこの問題を早くから意識していたが、割譲の規模の大きさから、それについて真剣に取り組むことをせまられたのである。

問題は二つあった。一つは征服によるものであれ、購入によるものであれ、譲渡によるものであれ、連邦政府が外国領土を併合する権限を憲法は認めていたかどうかということであった。もう一つは、併合された地域の処遇つまり新しい地域の連邦加入を〔外国との〕条約で約することが可能かどうか、という問題であった。批准議会においても、この2点ははげしく論議されたのである。

當時および後の歴史家あるいは憲法学者のこの点に関する評価は、ジェファソンが従来取っていた憲法の厳格解釈論を「ルイジアナ購入」に際しては放棄したのではないか、というテーマを中心に論じられる傾向がある。いいかえればそれより数年前、アダムズ政府（連邦派）が「外人法・煽動法」を成立させたとき、ジェファソンはこれに反対し「ケンタッキー決議」を表わしたことがあった。連邦政府が憲法に明記

(10) パリでの交渉経過については Henry Adams, *History of the United States of America during the Administrations of Jefferson and Madison* (New York, 1891—1896[1962]), Vol. II, ch. 2 が詳しい。

されていない「内在した権限(implied powers)」を行使することは、その力を巨大なものにし、その結果個人の自由や諸権利が抑圧される恐れがある、というのが彼の反対理由だったのである。にもかかわらず連邦政府に与えられた権限を拡大解釈し「ルイジアナ購入」を正当化しようとするのは、憲法の解釈を変えたことにならないだろうかというのである。⁽¹¹⁾

結論から先にいえば、「ルイジアナ購入」は憲法の拡大解釈論によるより他に正当化できないものである。したがって他方では厳格解釈論の立場を固執しようとしたジェファソンの関心は、最初から不可能だったのであり、彼は自ら招いたディレンマに陥ったのであった。⁽¹²⁾

領土併合は合憲であるというのは次の理由による。まず第一に、国家主権には本来的に領土併合権が付随しているということ、第二には憲法が連邦政府に認めた諸権限——たとえば条約締結権など——の集合から領土併合権は必然的に出てくること、さらに「共同の防衛および国民一般の福祉の目的」条項を適応できるなどである。また新しい地域（その住民を含む）にたいする処遇も、同様の理由で正当化される。⁽¹³⁾

(11) ジェファソンの憲法解釈論がしばしば「州権論」と同一視されるが、これは誤りである。なぜなら彼は合衆国の主権は各州にあるといったことはないし、いわゆる州権のために「外人法・煽動法」に反対したのではなかったからである。（拙稿『ジェファソンと「ケンタッキー決議』』〔同志社アメリカ研究IX(1973)〕参照）

(12) Caleb P. Patterson, *The Constitutional Principles of Thomas Jefferson* (Austin, 1953), pp. 141—6; Irving Brant, *James Madison Secretary of State, 1801—1809* (Indianapolis, 1953), pp. 141—5.

(13) とくに第4条第3節1項——「新州の連邦加入は連邦議会の決定によって許されるものとする（以下略）」——および2項——「連邦議会は合衆国に直属する領土あるいはその他の財産を処分し、それに必要なすべての規定および規則を制定する権限を有する（以下略）。」

したがって領土併合が望ましいか否か、また新しい州の加入を認めることは適切かどうかは憲法の問題ではなく、政治的判断の問題だったのである。したがって「ルイジアナ購入」にたいする批判が政治的色彩が濃かったのも、うなづけることなのである。

ジェファソンは領土併合は憲法で連邦政府に認められた権限内にあると、初めは確信していた。たとえば1803年1月財務長官アルバート・ギャラティン (Albert Gallatin) に宛てて次のように書いた。

領土併合に関しては憲法上の問題はありません。その領土が憲法のもとで連邦に加入されるべきかどうかは、そうすることが適切かどうかの判断によって決定されるべきであります。⁽¹⁴⁾

ジェファソンの立場ははっきりしている。しかし上に引用した部分に續いて、重大な意味を含む一文が付け加えられていることに注目しなければならない。

連邦の拡大は、憲法改正の方法によって行なうのが安全だと考えます。

ジェファソンがこの時点で憲法改正の問題に触れているのは興味深い。領土併合それ自体は合憲であったとしても、憲法上のあいまいさをなくすためにこのような方法を提起したのであった。すなわち(1)現行憲法はミシシッピー河以東にアメリカ合衆国の領土が限られていたときに作られたものだったので、その適用範囲が拡大されたことを明記する必要があるであろう(2)連邦政府は「ルイジアナ購入」の是非を国民の審判に問う必要があり、そのためには憲法改正が適当な方法であるという判断が、ジェファソンに働いていたと考えられるのである。

1803年7月ジェファソンは「ルイジアナ条

約」の内容を知り、新たに獲得された領土の広さに驚いたにちがいない。これだけの地域がアメリカに併合されるならば、連邦および憲法の性格が変わるかも知れないという危惧が、西方発展にたいする彼の楽観主義をゆるがしたことは考えられる。そして彼が憲法改正の必要性に固執し始めたのは、この頃だったのである。つまりギャラティンへの書簡の時点では補則的な考え方であったものが、今や彼の主要な関心となつたのであった。憲法に合わないような特定の行為（「ルイジアナ購入」による領土拡大）は違憲であるということから出発して、領土併合そのものが憲法によって認められていないというような逆の論理を信じているかのようであった。

「ルイジアナ購入」は、ジェファソンの憲法厳格解釈論に照らした場合にのみ、憲法に抵触したといえる。しかし上述したように、これは「購入」それ自体が違憲であったということにはならない。ここにジェファソンの奇妙なディレンマがあったのである。彼は同年8月12日にジョン・ブレッキンリッジ (John Breckinridge) に宛てて次のように書いた。

政府は合衆国の利益を増すことが大きいと考えられる好機をとらえましたが、〔その際〕憲法で認められている以上の権限を行使しました。⁽¹⁵⁾

これは衝撃的な発言である。もし彼のいうことが真実であるならば、政府は国民の批判を受けることは必至であった。ジェファソンが従来通りの憲法の厳格解釈論を取っていることは明らかである。しかし彼は政府の行為を「後見人」と「被後見人」の関係になぞらえて弁明しようとする。

隣接して広大な土地があり、それを購入するためには被後見人の財産を投資したのと同じ

(14) Malone, p. 312.

(15) *Ibid.*, pp. 313—4.

です。後者が成人に達したとき、「あなたのためにはこうしたのです。あなたを束縛するつもりはありません。私のしたことをお認めにならなくともかまいません。(中略)自分を危険にさらしたのはそれがあなたへの義務と考えたからであります」と、後見人はいえるためであります。われわれが国民の拒否に会うことはないであります。彼らの償いの行為は憲法を弱めるどころか、それを確実なものにするであります。

「自分を危険にさらした」ということは、憲法に明確にうたわれていない権限を行使したという意味であろう。また「彼らの償いの行為」とはこのような権限行使の正当化、つまり憲法改正を指すものであった。

この前提に基づいて、ジェファソンは彼自身、憲法改正案の草案を2回にわたって起草した。⁽¹⁶⁾ 第一案は、彼がまだ条約文を手にする以前に書かれたものと推定される。そして第二案は、8月25日頃書かれたと思われる。第一案は、新たに合衆国に併合されるであろう地域の全般的な統治は連邦政府の管轄であることを述べ、原住民(インディアン)には土地の付与は認められるべきであるが、白人の移住開拓に関する具体的な措置は「将来の憲法改正」にまかせるとしている。第二案はより明確な内容である。すなわち(1)ルイジアナは合衆国領土となつたこと、(2)白人の居住者は合衆国市民であり他の市民と同等の権利と義務を有すること、(3)アーカンソー河口より北の地域は将来の憲法改正により統治方式が決定されるべきであること〔南の地域はすでに人口約5万人を擁し、連邦加入はさし迫った課題として具体的な立法措置を要求した——筆者〕、(4)フロリダも将来合衆国領土に併合しうることをうたっている。

注目すべきは、その内容よりもタイミングである。8月25日といえば、批准は一刻も猶予すべきではなく早急な処理が必要であることをう

ながした書簡が、パリのリヴィングストンから届いていたはずである。「フランスはこの取り決めに不満であること、スペインは〔ルイジアナがアメリカに割譲されたことを〕遺憾に思っていること、したがってわずかな口実で条約が無に帰す恐れがあることをお伝えいたします。」(6月25日付)⁽¹⁷⁾ このようなりヴィングストンの恐れが現実性を帯びたものであったかどうかは定かではない。ルイジアナはナポレオンにとってすでに失なわれたものではなかったか。条約が無効になれば彼は1,500万ドル(8,000万フラン)を失なうことにならなかつたか。またリヴィングストンが自分の功を焦って、彼自身の危惧を誇張して伝えたことも考えられる。いずれにしても彼の警告はジェファソンに達していたのであり、後者が憲法改正という時間のかかる手続きを断念するのにいくらかの影響を及ぼしたことと考えられる。

たとえば同じ日(8月18日)に書かれたマディソンとトマス・ペイン(Thomas Paine)宛の書簡である。その中でジェファソンは、今後憲法改正には触れないことが賢明であろうといっているのである。まずマディソンへ：

「ルイジアナ購入」にからむ憲法上の問題はなるべく触れないでいるのが望ましいと考えます。必要なことは沈黙のうちになされるべきであります。

同じくペインへ：

今月12日に「ルイジアナ購入」について必要な憲法上の手続きについて、貴殿に一筆いたしました。昨日受け取りました通信によりますと〔6月25日付のリヴィングストンの書簡——筆者〕、フランス側に割譲取り消しの口実を与えることは一切触れてはならないということであり、沈黙のうちに運ぶのが肝要であるということでした。したがってこの問

⁽¹⁶⁾ *Ibid.*, pp. 316—7.

⁽¹⁷⁾ Dangerfield, p. 372.

題について記した私の先の書簡は内密にしておくようお願ひいたします。(18)

そして9月7日にはW.C.ニコラス (W. C. Nicholas) に宛てた書簡の中で、憲法改正を断念した旨を明らかにしたのであった。かなり長いが、この有名な書簡の該当部分を引用してみたい。

ある文章について二つの異なる解釈が可能な場合、つまり一方が安全で他方が危険なとき、また一方が厳密で他方が不明瞭なとき、私は厳密で安全なほうを取りたいと思います。権限の拡大が必要ならば、われわれの権限を抑制できないものにするであろう解釈によって求めるよりは、国民の同意にそれを求めたいと思います。わが国の安全はその成文憲法によって保証されているわけあります。〔恣意的な〕解釈によってそれをほどにしてしまうべきではないと考えます。

憲法は連邦政府に認められている行為を明示しております。そしてそのような行為遂行に必要な権限をすべて与えております。立法的措置が必要な場合には、議会が法律を制定します。条約を要するものは、大統領および上院が適切な方法をもって処理するであります。司法的判断が要求されるときは、裁判所が判断を下すであります。権限の列挙が不完全であることは非常にはっきりしております。(中略)したがって時間と試行によって欠けていることが明らかになった場合には、憲法改正によって新しい権限を認め、憲法を完全なものにしようではありませんか。(中略)現在の場合、憲法の拡大解釈の先例を作らないことが肝要だと考えます。(19)

ここまで部分ではジェファソンは憲法改正を

(18) Malone, p. 316; Adams, p. 86.

(19) Adrienne Koch and William Peden (eds.), *The Life and Selected Writings of Thomas Jefferson* (New York, 1944), pp. 572—4.

不可欠とする純粹主義者であるかのように聞える。しかし彼は突然、議論の方向を変える。たとえば緻密な論理を展開するマディソンなどからは想像できないことである。

しかしもし私の友人たちが私と異なる考え方をしているならば、喜んでそれに従がいましょう。〔憲法の拡大解釈から〕望ましくない結果が生じても、国民の良識がそれを正すであろうことを期待しております。

このような議論の突然の停止と転換——彼は憲法改正は必要ではないという意見に従がうことを明らかにしたわけである——は、何を意味するのであろうか。少なくともこれはアンチ・クライマックスである。一年近くも大きな問題に悩まされていた人間が、ひとつこと——「喜んでそれに従がいましょう」——でもって考えが変わったことを説明できると考えていたとは思えない。ジェファソンはそれが可能だと思っていたのであろうか。しかしいずれにしても、以後彼はこの問題にかかわることをやめたのである。10月17日の議会開会にあたって彼が送った親書は、憲法改正についてはまったく触れなかったのであった。

ジェファソンの憲法改正の是非をめぐるディレンマは彼自らが招いたものであった。「ルイジアナ購入」は憲法の拡大解釈によって初めて可能な行為であったが、彼は厳格解釈論を棄てきれないのでいた。ここに彼の矛盾があったのであり、憲法改正の提案はこの矛盾を解決するために考えついたものであった。しかしそれも状況の逼迫により、断念せざるをえなかったのである。

彼の場合、矛盾の根源は論理の立て方にあった。外国領土を併合する権限（これは合憲である）は、新しい地域にたいする統治権（たとえば連邦への即時加入、もとからの州の一つに併合、あるいは連邦政府の直接管轄）を含むとすべきであったところ、白人居住者の自治その他の権利を侵害することになるかも知れないとい

う危惧から、「購入」の構想そのものの合憲性を疑い始めたのであった。現実の行為（「購入」）を観念的に彼の理想（憲法の厳格解釈）と合致させることができると考えたところにジェファソンの誤算があった。その意味で彼の憲法改正手続きへの執着は、彼の理念における均衡が崩れたことの現われ、いいかえればファンタジー（幻想）ではなかったであろうか。

IV 批判——政治的および憲法的

「ルイジアナ条約」の批准は、ルイジアナを合衆国に編入するための第一歩であり、またそのための必要条件であった。ジェファソンと彼の政府にとって別の、ある意味ではより大きな試練が待ち受けていた。すなわちまず第一に、広大な土地の併合が合法的になされたことを國民に納得させること、第二にルイジアナをすみやかにアメリカの他の地域へ政治的、経済的、法律的に同化させるという問題があった。

1. 連邦の性格は変わったか

第一の課題は政治的な性格を帯びていた。つまり「ルイジアナ購入」を積極的に進めたジェファソンの側に政治的意図があったと同様に、それを批判した側にも政治的判断が働いていたのである。

ジェファソンの計算によれば当時の議会内の勢力は上院で25対9、下院で102対39といずれも共和派が圧倒的多数を占めていた。⁽²⁰⁾ 彼は条約の批准は問題はないと思っていたが、事実その通りであった。しかしルイジアナ地域のための統治細目を審議中の下院において、条約交渉に關係ある公文書の公開、とりわけスペインからフランスへのルイジアナ領土移譲を認めた書類の提示を求められたことがあった。フランスの領有が確立していなかったならば「購入」はまったく無効なので、このような要求は当然であった。しかし關係書類の公開を求めた決議は僅差(57対59)で敗れ、政府側のこのような要求

は先例がないところ働きかけが効を奏したわけであるが、共和派のかなりの部分が手続き上の問題で政府に批判的であったことを示す。⁽²¹⁾

議会での討論から明らかなることは、連邦派が、彼らの地盤すなわち北東部諸州のアメリカ政治における相対的地位が低下するであろうことを鋭敏に感じていたことである。彼らはその危惧を憲法議論でもってカムフラージュしながら、共和派政府を攻撃したのであった。たとえば「北部諸州は吸収され、連邦におけるその位置は微々たるものになるであろう」とか、「南部および西部の権益に及ぼす影響は、連邦本来の原則に反する」ということがいわれたが、これらはいかにもあからさまである。そこで彼らは「ルイジアナ購入」は権限の濫用であるという、憲法の厳格解釈論に立たなければ出てこないような議論を展開する。従来こののような憲法論に立っていた共和派が拡大解釈論を開いていたこととあわせて、これはまったくの歴史の皮肉である。

そこで連邦派からは、ルイジアナ地域は現行憲法の適用範囲外であるから、そこから新しい州を連邦に加入させる場合には「すべての州の同意が必要である」というような主張も出される。しかしこのような方法が非現実的であったことはいうまでもなかろう。

連邦派の議論——「連邦の性格が変わった、あるいは将来変わるであろう」——それ自体は、注目に値する。しかし彼らが理解できなかったのは、議会での投票が示すかぎり、國民の多数がこのような連邦の性格の変化を受け入れる用意があり、新しい地域は古い地域に同化可能であるという考え方を支持していたことであった。その結果彼らはその政治目標において狭量になり、自らの権益の擁護という意識が彼らに

⁽²⁰⁾ 決議が否決された結果ジェファソンはルイジアナ譲渡を確認した書類を提出しないということも、提出できないということも表明せずにすんだ。實際には政府はこのような書類を保持していなかったのである。

は強く働くようになった。彼らの憲法解釈論もこのような危機感の影響を受け、文字通り狭いものになっていったのである。

2. ルイジアナの処遇は適切であったか

第二の問題は第一のそれと比較して、憲法的な性格であった。つまりルイジアナの処遇のしかたにかかわることである。

「ルイジアナ条約」はその第3条において、ルイジアナの住民がアメリカ市民の権利を与えられ、早い時期に州として連邦加入を認められるべきであることを約していた。すなわち、

割譲された地域の住民は連邦に加入できること、連邦憲法の諸原則に基づき早い機会にアメリカ合衆国民としてのあらゆる権利と恩恵と免除の特権を享受できるものとし、しかるべき期間は彼らが信ずるところの自由と財産と宗教の追求において何ら妨げられるべきでないこと

が定められていたのであった。

ところが連邦加入の決定は議会の権限であって大統領には条約によって連邦加入を約する権限はない、というのが反対派の議論であった。これにたいして共和派は、ルイジアナの処遇は実際に議会で審議されていることを指摘した。

ジェファソンにとって問題の本質は他にあった。彼は旧フランス領ルイジアナの住民をすみやかにアメリカ社会に同化させるのに熱心であったが、実際問題として異なった政治、経済、法律制度に慣れていた住民を、まったく別のシステムに組み入れることは困難な仕事であった。⁽²²⁾ そこで彼は、いわば“訓練期間”つまりアメリカの制度に慣れるまでの時間を、ルイジアナの白人の住民に与えるという構想をもっていたのである。具体的には、立法機関としては直接住民から選ばれた議会ではなく、任命制

の参議会のようなものを考えていた。このような措置について危惧がなかったわけではない。つまりこれはミシシッピー河以東の地域を“本国”とする、そして同河以西の地域を“植民地”とする一種の帝国支配が生まれる危険性があったのである。とくにルイジアナ地域の住民から税を徴集すれば、「代表権なきところに課税権なし」というアメリカ植民地人がイギリス本国の政策にたいして用いたのと同じスローガンをもって、アメリカ政府の統治にたいする抗議がなされることも考えられた。このようなことは「自由の帝国」のヴィジョンからほど遠いものであった。

しかしジェファソンの構想は間もなく暗礁に乗りあげる。ルイジアナの住民はさまざまな特権（スペイン、フランス両国の統治下に有していた）をはく奪されたことから始めて、英語が公用語となったこと、インディアンとの交易における免許制の採用、高い関税、黒人奴隸貿易の禁止などにたいして大きな不満を抱いたのであった。1804年6月には「陳情書」が出された。ジェファソンはこの頃から、従来のような「名望家」による政治支配の復活を案じながらも、代議制が敷かれることを主張し始めるのである。⁽²³⁾

1年も経たないうち、ルイジアナにおける代議制の問題についてジェファソンは彼の方針を変えたわけであるが、このことについて彼は一貫性がなかったというのは簡単である。しかし彼が1803年に代議制に反対したのはルイジアナがまだその用意ができていないと判断したからであり、翌年になって考えを変えたのは、ルイジアナの状況から見てそれを適用するのが必要かつ適切であると判断したからである。代議制が望ましい政治形態であるという彼の確信は、一貫していたのであった。憲法改正の問題をめぐって、現実的であるかないかの判断が彼の行動選択を決したように、この場合でも——形式

⁽²²⁾ ルイジアナは1803年11月30日フランス領となり、12月20日フランスからアメリカの統治に移った。

⁽²³⁾ クレオール（フランス系住民）の不満はとくに奴隸貿易禁止の措置に向けられた。

上は「ルイジアナ条約」第3条の合憲性が問題であったが——代議制を探ることは現実的であるかないかということが、選択の基準だったのである。彼の想像力における混乱が、再び、直観的ともいえる現実判断によって救われたということはできないであろうか。

Ⅴ 弁明——歴史的評価の問題

対フランス交渉に示したジェファソンの外交面での術策（それは無為とも見える“時間かせぎ”と対手を動搖させるための大膽な“威し”的両方を使いわけた）、「ルイジアナ購入」の合憲性についての彼の態度（それは憲法改正の是非に関して奇妙に動搖した）、そしてルイジアナ住民の処遇にたいする彼の方針（それは代議制を認めるべきか否かの問題をルイジアナの政治的・経済的状況を判断して決められた）は、歴史的にどう評価されるべきであろうか。「自由の使徒」たるジェファソンのイメージは、「ルイジアナ購入」のエピソードを通じてどう映るであろうか。最後にこの問題、いわゆる歴史における
ヴァインディケーション
弁明の問題を検討し、本論の結びとしたい。

ヘンリー・アダムズ (Henry Adams) がジェファソンにたいしてきびしい評価をしているのは、彼の連邦派への同情から判断して理解に難くない。たとえば彼は、共和派のやり方は「フランスやスペインに匹敵する専制的」なものと批判する。またとくにジェファソンの憲法厳格解釈論を取り上げ、彼がそれを放棄したことは「否定することも弁明することもできない」致命的な誤りであった、としている。アダムズのジェファソン論を訂正するならば、彼は憲法解釈のスタティックな面のみを強調し、それに伴なうダイナミズムを見逃している。たとえばジェファソンは彼が描くほど頑固な厳格解釈論者ではなかったし、少なくとも「州権論者」でなかったことははっきりしているのである。⁽²⁴⁾

アダムズは、当時アメリカの政治を支配して

いた南部の共和派を評して、「中央政府での彼らの支配を失なうまいとするのに真剣でありすぎた」とし、自らの「目的の正当性を確信していたので彼らの権力を抑制する必要を感じなかつた」ことを、人間心理についての一般的考察——「支配されることを嫌うが、自己抑制が何であるかも知らない」——から演繹している。アダムズが一つの客観的な歴史事実を述べていたことは疑いもないが、果たしてこれだけでジェファソンのディレンマを説明することはできるであろうか。そのためには「ルイジアナ購入」の背景ならびにジェファソン等中心的役割を演じたものの理念や動機を、さらに詳しく検討する必要があるよう感じられるのである。⁽²⁵⁾

次に、最近の代表的な2人のジェファソン研究家、デューマス・マローン(Dumas Malone)およびメリル・ピーターソン(Merrill Peterson)の評価を見てみたい。

二人は、ジェファソンにたいして弁明的である点で共通している。そのために彼らは二つの基準を用いる。一つは歴史上の人物が自己の行為を正当化し、同時代および後世の支持を得ようとすることがしばしばあるが、ジェファソンも「自己保身の法則は義務の法則より優先する」といったことがある。⁽²⁶⁾ このことからジェファソンは自分の行為や選択は、たとえ原則から逸脱することはあるても、常に与えられた状況においては正しいと確信していた、というような仮説をひきだす。第二の基準は、後の歴史の発展に照らして、特定の行為や選択が妥当であったかどうかを見るやり方である。この点からすればジェファソンの功績は大きい。なぜならば「ルイジアナ購入」はその後のアメリカの発展の基礎を作ったし、このような規模の平和的な領土割譲は世界史に例を見ないからである。

⁽²⁴⁾ *Ibid.*, p. 117.

⁽²⁵⁾ Adrienne Koch, *Jefferson and Madison: The Great Collaboration* (New York, 1950), pp. 239—41.

マローンは一方でジェファソンが一貫してアメリカにおける自由の擁護と拡大に貢献したこと強調するとともに、他方では、彼がしばしば外的条件により必ずしも彼の政治的信条と一致しない行動の選択をせまられたことがあった、とジェファソンのために弁明する。彼は「危険な」「不明瞭な」選択は望まなかったが、条約批准が遅れれば一切が失なわれることを懸念し、彼の理想主義を曲げたというのがマローンの説明である。このようなディレンマは、「冷酷な事件の発展の論理」に彼がとらわれた結果であり、「容赦ない状況の鎖」が彼の行動をしばった結果である、としている。(27)

別のところでマローンは、ジェファソンは反対の立場にあるときより責任ある地位にあるときのほうが、「現実的」であり「教条的である度合が少なかった」と評している。(28) たとえば「外人法・煽動法」の危機に際しては、副大統領という微妙な立場上表面だった行動はできなかつたが、ペンの力に訴えて、はげしい抗議文を書いた。しかしこれはあくまでも批判的行動であつて、建設的な提案ではなかつた。マローンはまた、反対の立場にあるときは政治的に建設的な行動はとれないともいっているが、それならば「ルイジアナ購入」は彼が大統領だからこそ可能であったというのであろうか。ただそれだけの意義しかないのであろうか。

ピーターソンは、世論を代表するような政治家は大きな利益つまり国家にとって有益な政策を遂行すべきであり、論理的一貫性に固執するのは狭量であるという仮説を提起する。(29) 彼によれば、ジェファソンが自分自身に課した限界内で行動の選択をしなかつたのは、むしろ賢明であった。これはジェファソンの「プラグマティック」な性格の表われだったのでピーターソンはいっているが、状況に応じて取るべき手段

を変えうるというのが、彼のいう「プラグマティック」である。「他の状況のための規則を一方的に押しつけることは愚の骨頂であるよう」に、ジェファソンには見えたにちがいない。このような規則がまちがっていたからではなく（中略）適応において、それらが柔軟性に欠け 急に走る恐れがあったからである。」かりにジェファソンがいくつかの小さな誤りを犯したとしても（たとえば憲法改正の意図をほのめかしたこと），それは「歴史の長い歩みの中で……釈明されている」というのが、ピーターソンのジェファソンに代わっての弁明である。

ジェファソンの柔軟性あるいは「プラグマティック」な性格と対照的のが、ジョン・Q・アダムズ（John Q. Adams）のそれである。彼はマサチューセッツ州選出の上院議員として批准議会に出席したが、批准の投票には間に合わなかつた。しかしその後の審議には参加した。そのあいだに彼はマディソンに会い憲法改正の必要を説いたが、政府が何の手も打たないのを知って、12月9日上院に憲法改正の提案を行なつた。しかし、彼の提案は誰の支持も得られなかつた。

マローンはアダムズの知的誠実さと真しさ愛国精神は賞賛できるが、この時点での憲法改正の提案は現実的であったかどうかについては疑わしい、といつてはいる。ピーターソンはさらにきびしい。アダムズは「純粹主義者」であった。しかしジェファソンはこのような理想主義者——彼においては理論が事実を支配する——を必要としなかつた。彼は自由の擁護と拡大という大きな利益のために、彼の原則を一時的に留保したのである。これはあくまでも留保であつて、原則の放棄を意味したのではなかつた。原則を留保できるかどうかがジェファソンとアダムズのちがいであったとすることにより、ピーターソンは結果的に後者の非現実性を批判し、前者の行動選択を弁明するのである。(30)

(27) Malone, pp. 319, 332.

(28) Malone, *Thomas Jefferson as Political Leader* (Berkeley, 1963), p. 47.

(29) Peterson, pp. 788—9.

(30) Malone, pp. 330—1; Peterson, p. 782.

むすび

「ルイジアナ購入」に関連して、啓蒙思想家としてのジェファソンの特徴を見るのが本論の目的であった。従来ジェファソンと「ルイジアナ購入」の関係は、彼の憲法解釈論を中心に検討されることが多かった。とくに、憲法改正の是非について展開された、厳格解釈から拡大解釈への彼の見解の変化が論議のまとであった。また彼の行動選択についても、一貫性が欠如していたとか、大きな目標に関しては常に一貫していたということが論じられてきた。しかしこの後者の場合でも、彼の憲法論に戻ってくることが多かった。

このようなアプローチは、憲法問題は従来強調されてきたほど大きな意味はなかったということによって、ある程度有効性を失なう。さらに「ルイジアナ購入」はジェファソンが単独であるいはほとんど独力で果たしたかのような印象があるが、実際には、彼はいわば歴史の舞台に登場させられた演技者一人にすぎなかつたという見解も可能である。その場合われわれの課題は、この演技者——しかも重要な演技者——の性格を究明することであり、その作業を通じてより大きなテーマすなわちアメリカ啓蒙主義の一般的性格の検討まで及ぶであろう。アメリカ史への影響という点ではアメリカ啓蒙主義は、少なくとも「ルイジアナ購入」と同じオーダーの事件であった。したがって本論をむすぶにあたって、啓蒙思想家としてのジェファソンの特徴はどこにあったかということに触れておかなければならないであろう。

「ルイジアナ購入」が大きな政治問題であった約2年間を通してのジェファソンの行動選択を説明する鍵は、彼には理想主義者（夢想家）の要素と現実主義者（「プラグマティスト」）の要素が同時存在した、という事実であろう。すでに述べたように、彼の西部観は願望と現実認識の混合であった。これは、啓蒙思想家は冷静な合理主義者であるという一般的なイメージ

とは、いさきか異なる。しかしピーター・ゲイ（Peter Gay）が明らかにしているように、啓蒙主義にはファンタジー的要素があった。そしてアメリカ啓蒙主義はとくにその要素が強かつた。現実主義的政治家が実は夢想家であったことにわれわれは驚かされる。（31）ジェファソンは、このようなタイプの典型であった。彼の行動や選択において矛盾が見られる場合、本質的に相対立する二つの要素の同時存在がそれを説明する。それらはジェファソンにおいては理念的に相容れることができた。しかしその均衡が崩れるとき、想像力の飛翔のみが、つまり彼の幻想のみが目につくのである。

この指摘はそのまま次の指摘、つまりアメリカの啓蒙思想家はヨーロッパの同胞とちがって、権力を行使できる立場にあったという点を想起させる。権力を保持するものとして彼らは個人的な理想や理念を追うことは許されなかつた。むしろ社会全体の秩序安寧について責任ある処理をなすことをせまられたのであった。彼らは、現実的な対応以外は許されない立場にあったのである。ジェファソンが憲法改正が必要であるという主張を放棄したのは、きわめて現実的判断だった。（従来の啓蒙主義についての用語から離れるならば、それはすぐれて直観的な判断であったともいえるのである。）また対フランスとの交渉において“時間かせぎ”という術策に出たのも、きわめて冷静な判断であった。なぜなら、ミシシッピー渓谷を軍事占拠するというロマンティックなそしてアメリカ人の大部分がそれによって興奮したであろう、しかし危険性を伴なった選択も、彼には可能だったのである。（32）

最後に、アメリカの啓蒙思想家は共通して、

(31) Gay 前掲論文（注②参照）。

(32) ジェファソンの場合、マディソンが抑制的な影響を与えることが多かった。すなわち前者が構想を提供し、後者がそれを実践できるような行動計画を練るというような協同作業が、2人のあいだには可能だったのである。

アメリカは一つの実験——政治的実験——の場であるという信念をもっていた。それがまだ実験であったために、最終的にはアメリカはどうなるかという予想は誰にもできなかった。国家の存在を「実験」という流動的な概念でとらえていたので、彼らのアメリカ像にはあいまいさがあったことは否定できない。また根本的なところでは共通していても、具体的な表現においてちがいがあった。したがってそれぞれの研究者が、どの発言（表現）を自分の権威としてと

るかによって、さまざまなアメリカ啓蒙主義のイメージが出てくるのは当然である。しかし混乱したイメージの原因をすべて当時の（過去の）人間の責任に課すべきではない。なぜなら彼らの思想や感情のパターンを十分に把握できないでいるわれわれにも一端の責任はあるからである。アメリカ啓蒙主義についてさらに研究が要請されるのも、この辺に一つの理由があるのである。

（同志社大学文学部助教授）

同志社アメリカ研究

第8号

ヴァージニア信教自由法（1786年）（明石紀雄）

——その成立過程と歴史的意義——

京都アメリカ研究夏期セミナーと人と思想の国際的交流

（メリル・ジェンセン）

ライト・モ里斯とアメリカ文化（チェスター・アイジンガー）

南北戦争前における西部農産物の価格について（榎原昌子）

American Studies Association: 3rd Biennial Convention

（松山信直）

アメリカ研究所図書目録2

第9号

ジェファソンと「ケンタッキー決議」（明石紀雄）

チャールズ・ロングフェローの蝦夷旅行記（堀岡弥寿子訳）

合衆国北部大都市における黒人英語の

（岡田 妙）

研究成果：方言学の新視覚

アメリカ研究所図書目録3